最終更新日：2021年7月6日
株式会社ＪＭＤＣ
代表取締役社長　兼　ＣＥＯ 松島　陽介
問合せ先：ＩＲ室 03-5733-5010
証券コード：4483
https://www.jmdc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は企業理念として「健康で豊かな人生をすべての人に」を掲げております。この企業理念のもとに、すべてのステークホルダーとの対話を通して中長期的な企業価値の最大化に努めてまいりました。さらにコーポレート・ガバナンスの実効性の強化を図り、その結果としての中長期的な企業価値の向上を目的として、「監査等委員会設置会社」に移行致しました。今後も経営管理体制及び業務執行に対するモニタリング体制を整備し、法令遵守はもちろんのこと、ステークホルダーとの適切な協働関係の維持や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ノーリツ鋼機株式会社	27,500,054	49.16
松島　陽介	1,919,078	3.43
山元　雄太	1,668,450	2.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,606,370	2.87
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人　モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社）	1,301,586	2.33
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB（常任代理人　ＢＯＦＡ証券株式会社）	1,149,928	2.06
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN（常任代理人　クレディ・スイス証券株式会社）	1,022,864	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	740,700	1.32
CIP AS DEPOSITARY FOR STANDARD LIFE INVESTMENT COMPANY GLOBAL SMALLER COMPANIES FUND（常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ 東京支店）	730,000	1.31
杉田　玲夢	618,484	1.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	ノーリツ鋼機株式会社　（上場：東京）　（コード）　7744

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループがノーリツ鋼機グループとの取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、少数株主保護の観点から当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を慎重に検討した上で行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、ノーリツ鋼機株式会社を親会社として有しています。当社は、上場に向けて、親会社の承認事項・事前報告事項の撤廃、親会社との間での資金の借入・債務保証の解消等、親会社からの独立性を担保するための施策を行ってまいりました。これにより、親会社からの関与を最小化し、当社として独立した事業運営を行うことができる体制を構築することができております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
李　智賢	他の会社の出身者											
霜田　恒夫	他の会社の出身者											
林　南平	他の会社の出身者											
藤岡　大祐	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
李　智賢		○	―――	同氏は、上場企業の役員を務め国内外での経営者としての経験を有しており、また、人材コンサルティング会社及び教員としての経験からリーダー育成における幅広い見識を有しております。当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また同氏は現在、株式会社レイズパートナーズの代表取締役でありますが、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

霜田　恒夫	○	○	―――	同氏は、長年にわたり企業の財務経理・総務部門に従事し、財務会計に関する実務と専門性及び監査役としての豊富な経験を有しております。また、当社の常勤監査役及び常勤監査等委員を5年にわたり努め、当社グループの経営・事業内容に精通しております。係る実績を踏まえ、当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただいていることから業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
林　南平	○	○	―――	同氏は、投資運用会社における経験で培った企業経営に関する幅広い知見を有し、社外役員としての経験も豊富であります。これらの経験と知見を活かし当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただいていることから業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。また同氏は現在、株式会社ＮＨパートナーズの代表取締役でありますが、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
藤岡　大祐	○	○	―――	同氏は、公認会計士としての高い専門性を有し、他の上場企業及び成長企業の社外役員も務めており特にテクノロジー業界に精通しております。その専門性を活かし当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただいており業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。 また同氏は現在、株式会社PKSHA Technologyの監査役を兼務しておりますが、監査役という役職の性質上、同社からの影響力はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

経営管理部員2名が補助者として監査等委員を補助しておりますが、業務執行役員から当該補助業務への関与はなく、監査等委員の活動の独立性は確保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	0	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	0	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を監査等委員または独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員の選任・解任議案及び個別報酬額等について代表取締役社長が作成した原案を審議し、取締役会に答申を提出する役割を担っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的にストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、業績向上に対する意欲・士気向上、及び優秀な人材の確保のため、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

a．基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬のみとします。個々の取締役の基本報酬は、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとします。

b．基本報酬の決定手続
当社は、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を監査等委員または独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しておりま

す。指名・報酬諮問委員会は代表取締役社長が作成した報酬案を審議し、取締役会に答申しております。当社の取締役の個人別の報酬額は、上記の答申の結果を十分に踏まえ、代表取締役社長の一任にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、経営管理部が行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（取締役会）

取締役6名（うち社外取締役4名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

（執行役員会議）

執行役員会議は、執行役員、常勤監査等委員、及び執行役員会議の議長により指名された者で構成され、原則として月1回開催されております。執行役員会議は、業務執行に関する事項について意思決定の権限を有しており、経営上の重要事項等を執行役員会議規程において付議事項として定め、審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

（監査等委員会）

当社は監査等委員会制度を採用しております。当社の監査等委員会は、監査等委員3名（社外取締役3名）で構成しており、毎月1回の監査等委員会を開催するとともに、代表取締役及び業務執行取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

（指名・報酬諮問委員会）

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を監査等委員または独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員の選任・解任議案及び個別報酬額等について代表取締役社長が作成した原案を審議し、取締役会に答申を提出する役割を担っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業の持続的価値向上とコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査等委員会設置会社を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日よりも早い6/9に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年３月期の株主総会は、集中日を避け6/25に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使に関して、検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知（要約）の英文での提供	海外投資家比率の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトへの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を第２四半期および決算期末の決算発表後に開催しております。また、機関投資家からの個別取材に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスを通じ、海外投資家向け説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRページを設置し、適時開示情報、決算説明会資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス経営を基本方針として健全で公正な経営体制を構築し、当社を取り巻くステークホルダーの信頼に応えられるよう企業価値の維持・向上に努めてまいります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	SDGs・ESGへの具体的取り組みとして、下記を実施しております。 1．病気の子どもが置かれている実態を把握するため、国立成育医療研究センターと共同研究を開始しました。子どもたちの医療の課題解決に向け、JMDCが保有するデータを活用して、困っている子どもたちの現状をもっと社会に知っていただくための分析や発信活動を行ってまいります。 2．新型コロナウィルス感染症と闘う医療従事者の支援となるため、新型コロナウィルス感染症の画像診断における中国武漢での診断ナレッジを当社グループのドクターネットと契約している放射線専門医師に共有しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会にて「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制の整備・運用をおこなっております。その概要は、以下のとおりであります。

a．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社グループを対象範囲としたコンプライアンス基本方針・行動規範の他、取締役会規程をはじめ社内規程に基づき、法令・定款違反行為を抑止する。

(b) 法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設置し、運用規程に基づき運用を行う。

(c) 社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。

(d) コンプライアンスに関する研修体制を整備する。

(e) 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき保存・管理を行う。

c．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社はリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理体制の基本事項を定める。

(b) 重要リスクが顕在化した場合の速やかな初動対応のため、事業継続計画書等の整備を進める。

d．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。

(b) 子会社は、1ヶ月に1回以上の割合で適宜取締役会を開催し、付議事項について決議する。

e．当社グループ及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社グループの取締役の職務執行の報告並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するために、実質的な親会社であるノーリツ鋼機株式会社のグループ運営の基本方針を踏まえ、管理体制を整備する。

(b) 子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。

(c) 子会社管理規程及びその他のルールを定め、子会社は、各々の重要規程を定める。

f．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の意見を尊重して、当該使用人を選任し補助させる。補助使用人は、専任又は兼職とし、監査等委員会の意見を尊重し決定する。

g．監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性を確保するために、人事関連事項（異動、評価等）については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重する。

(b) 当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人が兼務の場合は、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとし、会社は業務負担について配慮する。

h．当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人又はこれらの者から報告をうけた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は、当社監査等委員会に速やかに報告する。

(b) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その可能性及び事実を当社監査等委員会に速やかに報告する。

(c) 当社監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。

(d) 法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度運用規程並びにコンプライアンス規程に基づき、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

(e) 前(a)号及び(b)号の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをルール化し、適切に運用する。

i．当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

j．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役と監査等委員会定期的会合（年4回程度）を継続し行う。

(b) 監査対象・責任の明確化、監査スタッフの増強など監査機能の充実を図る。

(c) 監査等委員会の要請に基づき、監査等委員が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ及びその特別利害関係者、株主及び取引先等は、反社会勢力との関りは一切ございません。当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

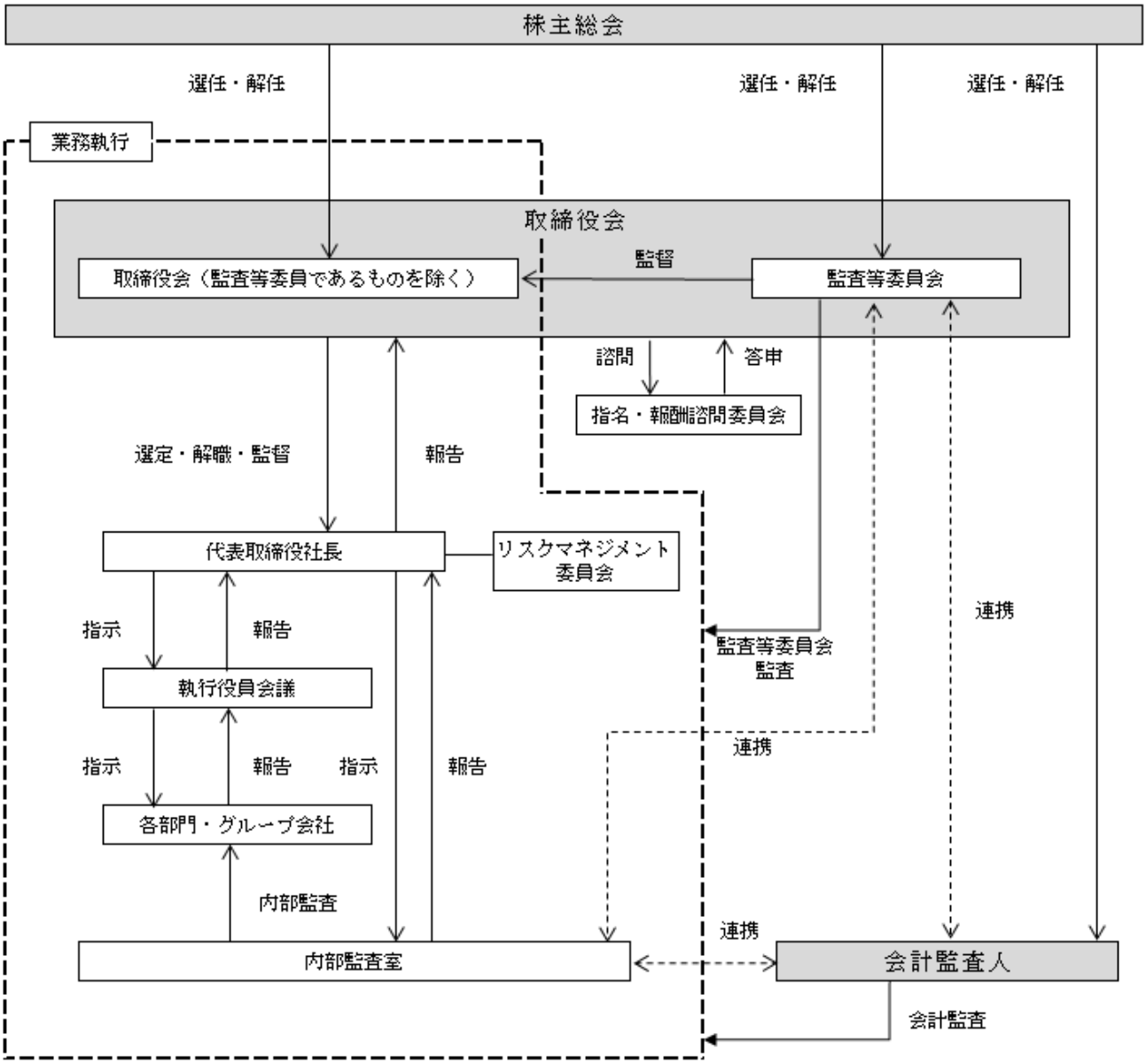

【適時開示体制の模式図】決定事実及び発生事実に関する情報

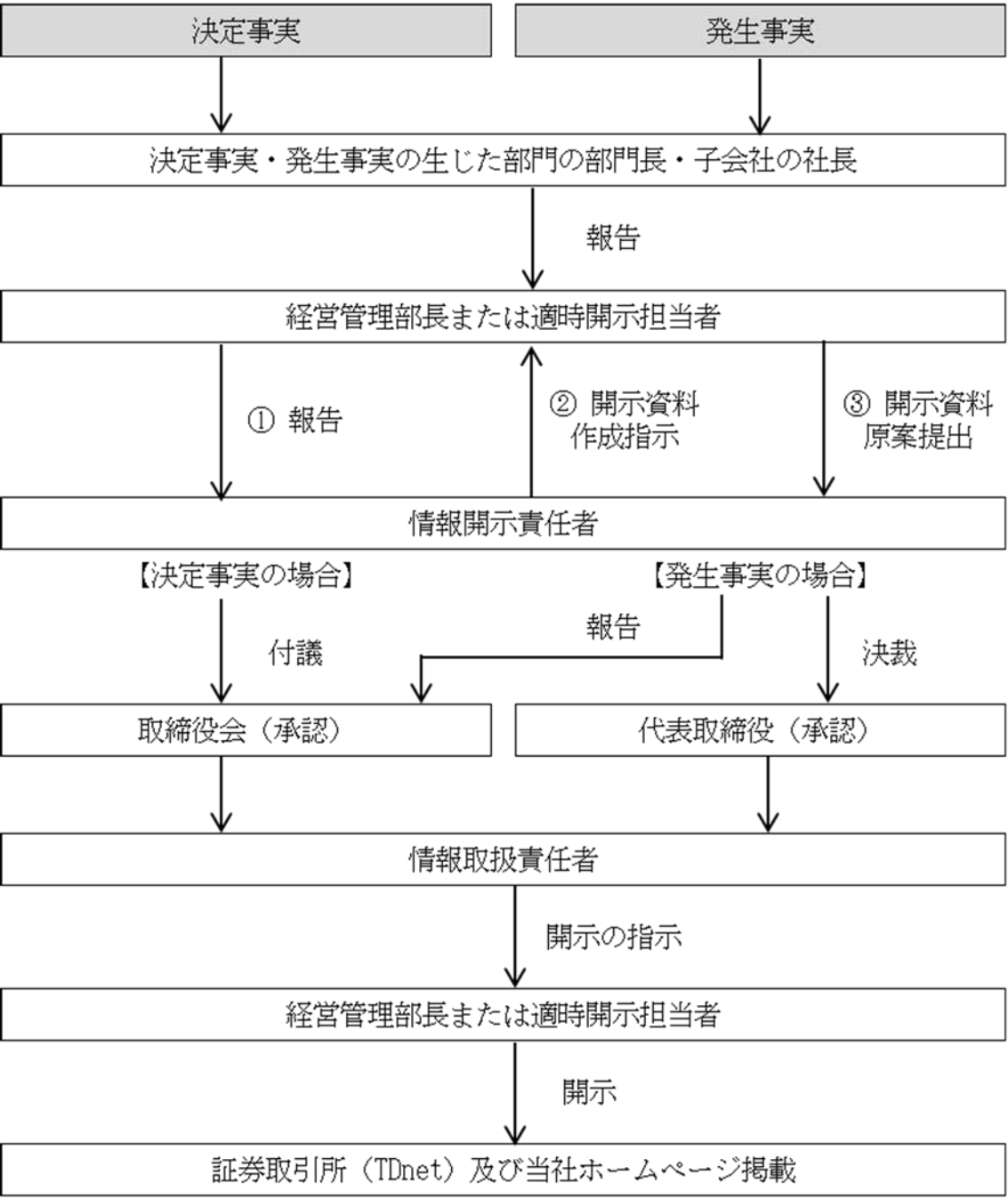

【適時開示体制の模式図】決算に関する情報

